

上越市選挙管理委員会告示 第8号

令和5年4月9日執行予定の新潟県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第8項及び新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年新潟県条例第39号）第1条第1項の規定によるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定めた。

令和5年3月29日

上越市選挙管理委員会

委員長 池 田 明

- 1 ポスター掲示場の設置場所
別紙のとおり（1,017か所）